

訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	268	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	272	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 事業対象者・要支援2（週2回を超える程度）	287	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費 事業対象者・要支援1・2（20分未満）	167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	サービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3) で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3) で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000	